## 平成27年9月

# 伊那市議会定例会議案書

平成27年8月31日

## 平成27年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について
議案第2号	平成27年度伊那市一般会計第5回補正予算について 2
議案第3号	伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例 3
議案第4号	伊那市職員の再任用に関する条例及び伊那市一般職の職員の退職手
	当に関する条例の一部を改正する条例 7
議案第5号	伊那市税条例の一部を改正する条例 8
議案第6号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
	に関する条例17
議案第7号	伊那市印鑑条例の一部を改正する条例23
議案第8号	伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例25
議案第9号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例26
議案第10号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例27
議案第11号	伊那市公民館条例の一部を改正する条例28
議案第12号	公の施設の指定管理者の指定について30
議案第13号	平成26年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について35
議案第14号	平成26年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
議案第15号	平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算
	認定について37
議案第16号	平成26年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
	いて
議案第17号	平成26年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について39
議案第18号	平成26年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につい
	T40
議案第19号	平成26年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
	τ ································
議案第20号	平成26年度伊那市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金
	の処分並びに決算認定について42
議室第91号	平成26年度伊那市下水道事業会計決算認定について43

議案第22号	平成26年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について44
議案第23号	平成27年度伊那市一般会計第6回補正予算について45
議案第24号	平成27年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について46
議案第25号	平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について…47

議案第1号

#### 請負契約の締結について

伊那小学校給食調理場改築建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年伊那市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 伊那小学校給食調理場改築建築工事

2 契約の方法 一般競争入札による契約

3 契約金額 156,060,000円

(内消費税 11,560,00円)

4 契約の相手方 伊那市上牧6474番地

宮下建設株式会社

代表取締役 宮下 金俊

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

伊那小学校給食調理場改築建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

議案第2号

平成27年度伊那市一般会計第5回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度伊那市一般会計第5回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### 伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 伊那市個人情報保護条例 (平成18年伊那市条例第19号) の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 伊那市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されている特定個人情報をいう。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この 条において同じ。)」を加え、「提供を」を「提供」に改め、同条の次に次の1条 を加える。

(特定個人情報の外部提供の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、 特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

第10条第1項第2号及び第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第12条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次章において同じ。)」を加える。

第15条中「不開示情報」の次に「(第13条第5号に規定するものを除 く。)」を加える。

第22条第1項中「訂正」の次に「(追加及び削除を含む。以下同じ。)」を加える。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条の見出し中「目的外利用等の中止」を「利用停止等」に改め、同条第1項中「について第8条の規定に違反して目的外利用及び外部提供(以下「目的外利

用等」という。)がされていると認めるときは、当該保有個人情報の目的外利用等の中止」を「が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第1項又は第8条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保 有個人情報の提供の停止

第24条第2項中「目的外利用等の中止」を「利用停止等」に改める。

第25条第1項中「、第23条の規定による削除の請求」を削り、「目的外利用等の中止」を「利用停止等」に改める。

第28条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。

第29条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると 認めるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要した費用を減額し、又は免 除することができる。
- 第2条 伊那市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

- 第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個 人情報を実施機関の内部において利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限

りでない。

第12条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節において同じ。)」を加える。

第13条第7号中「未成年者の法定代理人」を「前条第2項の規定により本人に 代わって未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理 人」に、「当該未成年者」を「当該本人」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第1項」の次に「若しくは第8条の2」を加え、 同項第2号中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

第41条中「個人情報の開示又は訂正等の請求その他これらに類する」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示の請求に関する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例は、法令等の規定に基づき、保有個人情報の訂正等の請求その他これ に類する手続が定められている場合については、適用しない。

第3条 伊那市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「に保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。 以下この項において同じ。)」を加える。

第24条第1項中「の保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第28条第2項中「提供先」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(第8条第1項の改正規定(「提供を」を「提供」に改める部分に限る。)並びに第10条第1項第2号、第11条第2項及び第15条の改正規定並びに第28条に1項を加える改正規定に限る。) 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の 日

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第4号

伊那市職員の再任用に関する条例及び伊那市一般職の職員の退職手当に 関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市職員の再任用に関する条例 (平成18年伊那市条例第23号) の一部 を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第 18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則 第7条の3第1項第4号」に改める。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例 (平成18年伊那市条例第43 号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84 条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に 改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するもので あります。

#### 伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」 に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所 在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び 氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中 「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。 第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条にお いて同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下こ の号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事 務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項各号列記以外の部分中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年 法律第283号)」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同項第1号中「及び住 所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)」 に改める。

第91条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第147条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同 じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において 同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは 事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第 5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び 氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番 号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行す

る。ただし、第90条第2項各号列記以外の部分及び第91条第8項の改正規定 は公布の日から、附則第16条の2の改正規定及び附則第5条の規定は平成28 年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の伊那市税条例(以下「新条例」という。)第33 条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、 平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の 2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改 正前の伊那市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定によ る申告については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する申請書について 適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日 以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定す る申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90 条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は 同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る 市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税

率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき 2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき 3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき 4,000円
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの 規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の	地方税法施行規則の一部を改正する
	2 様式	省令(平成27年総務省令第38
		号) 第1条の規定による改正前の地
		方税法施行規則(以下この節におい
		て「平成27年改正前の地方税法施
		行規則」という。)第48号の5様
		式
第98条第2項	施行規則第34号の	平成27年改正前の地方税法施行規
	2の2様式	則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の	平成27年改正前の地方税法施行規
	2の6様式	則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の	平成27年改正前の地方税法施行規
	2様式又は第34号	則第48号の5様式又は第48号の
	の2の2様式	6 様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項の定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本

数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年 改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に 提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その 申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行 規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければな らない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに 規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条 の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲 げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第	伊那市税条例の一部を改正する
37 1 0 7	2項	条例(平成27年伊那市条例第
		号。以下この条及び第2章第
		4節において「平成27年改正
		条例」という。) 附則第5条第
		6 項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成27年改正条例附則第5条
	2 項	第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書	平成27年改正条例附則第5条
	(法第321条の8第22	第6項の納期限
	項及び第23項の申告書を	
	除く。)、第98条第1項	
	若しくは第2項の申告書又	
	は第139条第1項の申告	
	書でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法等の一部を改正する法
	又は第34号の2の2様式	律(平成27年法律第2号)附
		則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
		第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
第1項		第 5 項
	当該各項	同項
第101条第2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条
項		第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において
		準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第 6 項	平成28年9月30	平成29年10月2日
	日	
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第19条の	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準
項		用する同条第6項
第7項の表第19条第	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準

2号の項		用する同条第5項
第7項の表第19条第	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準
3号の項		用する同条第6項
第7項の表第98条第	附則第20条第4項	附則第20条第10項において
4項の項		準用する同条第4項
第7項の表第98条第	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準
5項の項		用する同条第6項
第7項の表第100条	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準
の2第1項の項		用する同条第5項
第7項の表第101条	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準
第2項の項		用する同条第6項
第 8 項	第4項	第 9 項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において
		準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第 6 項	平成28年9月30	平成30年10月1日
	日	
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第19条の	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準
項		用する同条第6項

第7項の表第19条第	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準
2号の項		用する同条第5項
第7項の表第19条第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準
3号の項		用する同条第6項
第7項の表第98条第	附則第20条第4項	附則第20条第12項において
4項の項		準用する同条第4項
第7項の表第98条第	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準
5項の項		用する同条第6項
第7項の表第100条	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準
の2第1項の項		用する同条第5項
第7項の表第101条	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準
第2項の項		用する同条第6項
第8項	第 4 項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合 について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において
		準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第 6 項	平成28年9月30	平成31年9月30日
	日	
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第19条の	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準

項		用する同条第6項
第7項の表第19条第	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準
2号の項		用する同条第5項
第7項の表第19条第	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準
3号の項		用する同条第6項
第7項の表第98条第	附則第20条第4項	附則第20条第14項において
4項の項		準用する同条第4項
第7項の表第98条第	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準
5項の項		用する同条第6項
第7項の表第100条	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準
の2第1項の項		用する同条第5項
第7項の表第101条	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準
第2項の項		用する同条第6項
第 8 項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項 に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第147条の規定は、施行日以後に行われる新条例第147条の規 定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による 申告については、なお従前の例による。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の規定に基づき、市による個人番号及び個人番号カードの独自利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (2) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

(個人番号カードの利用)

- 第3条 法第18条の条例で定める個人番号カードの利用は、次に掲げるものとする。
  - (1) 伊那市印鑑条例 (平成18年伊那市条例第60号) 第8条第1項に規定する印 鑑登録証
  - (2) 多機能端末機(地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号) に基づく機構と契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を有する端末機を いう。)を利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付

(利用資格及び利用期間)

第4条 前条に定める個人番号カードの利用は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市の住民票に記載されている者が、個人番号カードの有効な期間に限りすることができる。

(委任)

第5条 第3条に定める個人番号カードの利用に係る手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定(別表第1の改正規定中4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づく事務通知カードの再交付(故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合)の項を加える部分に限る。)は、平成27年10月5日から施行する。

(伊那市住民基本台帳カード利用条例の廃止)

2 伊那市住民基本台帳カード利用条例 (平成18年伊那市条例第59号) は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の伊那市住民基本台帳カード利用条例第2条の規定による住民基本台帳カードの利用については、なお従前の例による。

(伊那市手数料徴収条例の一部改正)

4 伊那市手数料徴収条例 (平成18年伊那市条例第57号) の一部を次のように改 正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人番号カードを利用して印鑑登録するもの 附則第4項を削る。

別表第1中

Γ

	住民具	票記載事項証明書	1 通につき	300円
	住民基	基本台帳カードの交付又は	1 件につき	300円
	再交付	†		
4 道路運送車	車両法	(昭和26年法律第185号)の	1 両につき	750円
規定に基づく	く自動す	車の臨時運行の許可		
5 租税特別打	昔置法	(昭和32年法律第26号)の	1件につき	90,000円
規定に基づく	く優良な	宅地造成の認定		
6 租税特別	新築	100平方メートル以下	1 件につき	6,500円
措置法の規	住宅	100平方メートルを超え	1件につき	9,000円
定に基づく	の床	500平方メートル以下		
優良住宅新	面積	500平方メートルを超え	1 件につき	14,000円
築の認定	の合	2,000平方メートル以下		
	計	2,000平方メートルを超え	1 件につき	37,000円
		10,000平方メートル以下		
		10,000平方メートルを超	1件につき	45,000円
		えるとき		
7 租税特別打	昔置法加	施行令(昭和32年政令第43	1件につき	1,300円
号)の規定に基づく住宅用家屋の証明				
8 戸籍法(日	召和	戸籍の謄本若しくは抄本	1通につき	450円
22年法律第224		又は戸籍の記録事項を証		
号)の規定に基		明した書面の交付		
づく事務		除籍の謄本若しくは抄本	1通につき	750円
		又は除籍の記録事項を証		
		明した書面の交付	_	_
		戸籍に記載した事項に関	1 件につき	350円

	する証明	
	除籍に記載した事項に関	1件につき 450円
	する証明	
	届出若しくは申請の受理	1 通につき 350円
	の証明書又は届書その他	
	の書類に記載した事項の	
	証明書の交付	
	上質紙を用いた婚姻、離	1 通につき 1,400円
	婚、養子縁組、養子離縁	
	又は認知の届出の受理の	
	証明書の交付	
	届書その他の書類の閲覧	書類1件につき 350円
9 狂犬病予防法	犬の登録	1頭につき 3,000円
(昭和25年法律	狂犬病予防注射済票の交	1件につき 550円
第247号)の規定	付	
に基づく事務	犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
	狂犬病予防注射済票の再	1件につき 340円
	交付	

」を

	住民票記載事項証明書	1 通につき	300円
4 行政手続	通知カードの再交付(故意又は	1 件につき	500円
における特	過失により、関係法令に基づき		
定の個人を	再交付を求める場合)		
識別するた	個人番号カードの再交付(故意	1件につき	800円
めの番号の	又は過失により、関係法令に基		
利用等に関	づき再交付を求める場合)		
する法律			
(平成25年			
法律第27			
号)の規定			
に基づく事			
務			
5 道路運送車	直両法(昭和26年法律第185号)の	1両につき	750円
規定に基づく	く自動車の臨時運行の許可		
6 租税特別打	昔置法(昭和32年法律第26号)の	1件につき	90,000円
規定に基づく	〈優良宅地造成の認定		
7 租税特別	新築 100平方メートル以下	1件につき	6,500円

III	n. =	1007 100 100	- // N	0 000 H
措置法の規	住宅	100平方メートルを超え	1件につき	9,000円
定に基づく	の床	500平方メートル以下		
優良住宅新	面積	500平方メートルを超え	1 件につき	14,000円
築の認定	の合	2,000平方メートル以下		
	計	2,000平方メートルを超え	1件につき	37,000円
		10,000平方メートル以下		
		10,000平方メートルを超	1 件につき	45,000円
		えるとき		
8 租税特別抗	#置法#	施行令(昭和32年政令第43	1件につき	1,300円
号)の規定は	こ基づ	く住宅用家屋の証明		
9 戸籍法(日	召和	戸籍の謄本若しくは抄本	1 通につき	450円
22年法律第2	24	又は戸籍の記録事項を証		
号)の規定に	こ基	明した書面の交付		
づく事務		除籍の謄本若しくは抄本	1 通につき	750円
		又は除籍の記録事項を証		
		明した書面の交付		
		戸籍に記載した事項に関	1件につき	350円
		する証明		
		除籍に記載した事項に関	1件につき	450円
		する証明		
		届出若しくは申請の受理	1 通につき	350円
		の証明書又は届書その他		
		の書類に記載した事項の		
		証明書の交付		
		上質紙を用いた婚姻、離	1 通につき	1,400円
		婚、養子縁組、養子離縁		
		又は認知の届出の受理の		
		証明書の交付		
		届書その他の書類の閲覧	書類1件につ	つき 350円
10 狂犬病予防	方法	犬の登録	1頭につき	3,000円
(昭和25年海	去律	狂犬病予防注射済票の交	1 件につき	550円
第247号)の	規定	付		
に基づく事務	务	犬の鑑札の再交付	1 件につき	1,600円
		狂犬病予防注射済票の再	1 件につき	340円
		交付		
L		1	l	

」に

改める。

別表第3中

Γ

				1
6 伊那市市民カードの交付に関する規則(平			1件につき	300円
成18年伊那市規則第39号	官に基づく市			
民カードの交付又は再る	で付			
7 伊那市印鑑条例(平	印鑑登錄	₹	1 件につき	300円
成18年伊那市条例第60	印鑑登	窓口における	1 通につき	300円
号)の規定に基づく事	録証明	交付		
務	書の交	多機能端末機	1 通につき	250円
	付	による交付		
8 都市計画法(昭和43年	上法律第1	00号)の規定	1 件につき	300円
に基づく用途地域に関する証明				
9 伊那市図書館条例施行	伊那市図書館条例施行規則(平成18年伊那			100円
市教育委員会規則第17号)の規定に基づく利				
用券の再交付				
10 国土調査法(昭和26	筆界点層	区標値一覧表	1 筆につき	300円
年法律第180号)の規	の閲覧			
定に基づく地籍調査に	その他の	) 地籍調査成	1 件につき	300円
係る事務	果の閲覧	<b>生</b> 記		
11 前各号のいずれにも誌	亥当 しない	`証明	1 件につき	300円
·				

」を

Γ

6 伊那市印鑑条例(平	印鑑登錄	录	1 件につき	300円
成18年伊那市条例第60	印鑑登	窓口における	1 通につき	300円
号)の規定に基づく事	録証明	交付		
務	書の交	多機能端末機	1 通につき	250円
	付	による交付		
7 都市計画法(昭和43年	F法律第1	00号) の規定	1 件につき	300円
に基づく用途地域に関す				
8 伊那市図書館条例施行規則(平成18年伊那			1件につき	100円
市教育委員会規則第17号)の規定に基づく利				
用券の再交付				
9 国土調査法(昭和26	筆界点層	区標値一覧表	1 筆につき	300円
年法律第180号)の規	の閲覧			
定に基づく地籍調査に	その他の	) 地籍調査成	1件につき	300円
係る事務	果の閲覧	包		
10 前各号のいずれにも記	亥当 しない	·証明	1 件につき	300円

」に

改める。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、個人番号カードの独自利用等について必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

#### 伊那市印鑑条例の一部を改正する条例

伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第8条中「印鑑の登録を識別するための情報を半導体集積回路に記録したカードをいう。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 印鑑登録証には、印鑑登録番号を記載する。

第8条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードを利用した印鑑登録証)

- 第8条の2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年伊那市条例第 号。以下「番号条例」という。)第3条第1号の規定により、印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)又は登録申請者が前条第1項に規定する印鑑登録証に替えて、個人番号カードを印鑑登録証として利用しようとするときは、市長は個人番号カードに印鑑の登録を識別するための情報を登録するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による個人番号カードを利用した印鑑登録証に は適用しない。

第9条第1項中「印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)」を「印鑑登録者」に、「印鑑登録証が」を「第8条の規定による印鑑登録証が」に、「き損」を「毀損」に、「印鑑登録証の」を「当該印鑑登録証の」に改め、同条第2項中「印鑑登録証の」を「前項の印鑑登録証の」に、「印鑑登録証を」を「当該印鑑登録証を」に改める。

第13条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第8条の2の規定による個人番号カードを利用した印鑑登録証が著しく損傷し、又は機能を損なったとき。

第16条第1項中「印鑑登録の証明」を「印鑑登録証明書の交付」に改め、同項に 次のただし書を加える。

ただし、番号条例第3条第2号に規定する多機能端末機を利用して印鑑登録証明 書の交付を受けようとする場合は、この限りでない。

第16条第2項を削る。

第17条中「前条第1項」を「前条本文」に改める。

附則第3項中「(以下「旧市町村の登録証」という。)」を削り、「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項ただし書を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定 (「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正前の伊那市印鑑条例第8条の規定により交付された印鑑登録 証(当該交付されたものとみなされた印鑑登録証を含む。)及び第9条の規定によ り再交付された印鑑登録証については、なお従前の例による。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行等に伴い、所 要の改正を行うため、提案するものであります。

#### 伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定 に基づき、他の条例に定めのあるもののほか、伊那市議会が議決すべき事件を定め るものとする。

(議決事件)

第2条 前条の規定により伊那市議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告を議会が議決すべき事件とするため、提案するものであります。

#### 伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例(平成22年伊那市条例第31号)の一部を次のように改正する。

#### 第2条の表中

根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8	
		1

」を

Γ Γ

根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5

」に

改める。

附則

この条例は、平成27年12月25日から施行する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

介護予防施設を設置するため、提案するものであります。

議案第10号

#### 伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例(平成18年伊那市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第21条に」を「第40条に」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第20号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

#### 伊那市公民館条例の一部を改正する条例

伊那市公民館条例(平成18年伊那市条例第178号)の一部を次のように改正する。

#### 別表第1中

Γ

」を

伊那公民館

伊那市中央5052番地

」に改める。

別表第3の1 施設使用料の(1) 伊那公民館を次のように改める。

## (1) 伊那公民館

		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
		から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
		まで	5 時まで	9 時30分	5 時まで	9 時30分	9 時30分
				まで		まで	まで
講堂	平日	6,300円	8,700円	11,800円	13,800円	19,900円	25,700円
	土目祝日	7,300円	9,900円	13,500円	15,800円	22,600円	29,300円
第1研	修室	900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
第 2 研 1	修室	900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
第3研作	修室	900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
第 4 研 1	修室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第 5 研 1	修室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第 6 研 1	修室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第7研作	修室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
実習室		1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円
創作室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
プレイ	ルーム	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円

附則

この条例は、平成27年10月21日から施行する。

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

伊那公民館の移転に伴い、位置及び施設使用料の規定の改正を行うため、提案するものであります。

#### 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

#### 1 伊那里集会施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
<b>→</b> <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del>	all 站 △	平成28年 1月 1日から
木香	創龍会	平成37年12月31日まで

#### 2 介護予防施設

施設の名称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
下即自ハキハキ☆海旋乳		平成27年12月25日から
下殿島いきいき交流施設	下殿島区	平成36年 3月31日まで

## 3 生活改善センター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
御堂垣外生活改善センター	御堂垣外区	平成28年 1月 1日から
御星垣が生品以書ピング		平成37年12月31日まで
台殿生活改善センター	台殿区	平成28年 1月 1日から
日殿生品以書ピング		平成37年12月31日まで
北原生活改善センター	北原区	平成28年 1月 1日から
北原生品以書ピング	北灰区	平成37年12月31日まで
東高遠生活改善センター	一亚部中町中人	平成28年 1月 1日から
果向逐生的以音ピングー	二番郭内町内会 	平成37年12月31日まで
三義生活改善センター		平成28年 1月 1日から
二我生品以音ピング	山室区	平成37年12月31日まで
川辺生活改善センター		平成28年 1月 1日から
川辺生品以書ピング	711 22	平成37年12月31日まで
* 1. 4. 江 功 芜 夬 \ / 力	水上区	平成28年 1月 1日から
水上生活改善センター	水上区	平成37年12月31日まで
片倉南原生活改善センター	   片倉区南原班	平成28年 1月 1日から
	刀 启 色 闬 灰 坆	平成37年12月31日まで

		平成28年 1月 1日から
三番組生活改善センター	三番町内会	平成37年12月31日まで
		平成28年 1月 1日から
鍛冶村生活改善センター	鍛冶村町内会	平成37年12月31日まで
		平成28年 1月 1日から
五番組生活改善センター	五番町内会	平成37年12月31日まで
机会出行社关系。		平成28年 1月 1日から
松倉生活改善センター	松倉区	平成37年12月31日まで
司法先还办学者以及	司住党人	平成28年 1月 1日から
引持生活改善センター	引持常会	平成37年12月31日まで
多町生活改善センター	夕旷旷山人	平成28年 1月 1日から
	多町町内会	平成37年12月31日まで
島畑生活改善センター	島畑町内会	平成28年 1月 1日から
岡畑生品以書ピングー	局知 四 17 1 云	平成37年12月31日まで
新栗生活改善センター	弥勒	平成28年 1月 1日から
利米生品以音ピング		平成37年12月31日まで
相生町生活改善センター	相生町内会	平成28年 1月 1日から
相上可工品以書とファ		平成37年12月31日まで
新町生活改善センター	  新町町内会	平成28年 1月 1日から
利可生品以音ピング	M  M  M  F  X	平成37年12月31日まで
的場生活改善センター	的場	平成28年 1月 1日から
HJ 勿工伯以音ピング	H7.200	平成37年12月31日まで
	越道押出常会	平成28年 1月 1日から
押出農村コミュニティ施設		平成37年12月31日まで

## 4 集会施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
<b>卢压生入北</b> 司		平成28年 1月 1日から
宮原集会施設	宮原	平成37年12月31日まで
稲持集会施設	福持町内会	平成28年 1月 1日から
1 個 付 朱 云 旭 苡		平成37年12月31日まで
芝平集会施設	芝平常会	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
新井集会施設	新井	平成28年 1月 1日から
利		平成37年12月31日まで
塩供集会施設	塩供	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
藤沢多目的集会施設	藤沢区長会	平成28年 1月 1日から

		平成37年12月31日まで
勝間集会施設	勝間区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
H M A D 44 A 45 = 11.		平成28年 1月 1日から
黒沢多目的集会施設	黒沢	平成37年12月31日まで
要用 <b>夕</b> 日44年入北部		平成28年 1月 1日から
<b>栗田多目的集会施設</b>	栗田	平成37年12月31日まで
<b>上</b>	<b>上</b> 本 云	平成28年 1月 1日から
片倉多目的集会施設	片倉区	平成37年12月31日まで
<b>光料</b> 夕口的焦入长剂	J/- ₩.	平成28年 1月 1日から
弥勒多目的集会施設 	弥勒	平成37年12月31日まで
1. 医下夕日的焦 A 坎郭	<b>小匠工带</b>	平成28年 1月 1日から
小原下多目的集会施設	小原下常会	平成37年12月31日まで
一兴焦众坛和	一兴贵人	平成28年 1月 1日から
三栄集会施設	三栄常会	平成37年12月31日まで
<b>基日夕日的焦入坛</b> 型		平成28年 1月 1日から
荊口多目的集会施設 	荊口	平成37年12月31日まで
长山夕日的焦入坛池	板山	平成28年 1月 1日から
板山多目的集会施設		平成37年12月31日まで
中久夕日的焦入坛池	中条	平成28年 1月 1日から
中条多目的集会施設	十 未	平成37年12月31日まで
下山田集会施設	下山田区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
由社名日的焦合坛部	中村	平成28年 1月 1日から
中村多目的集会施設		平成37年12月31日まで
弥勒生活改善施設附帯施設	弥勒	平成28年 1月 1日から
	7/1 4/1	平成37年12月31日まで
	野 筮	平成28年 1月 1日から
野笹多目的集会施設	野笹	平成37年12月31日まで
荒町活動拠点施設	荒町区	平成28年 1月 1日から
儿門伯數炒品肥設	/16 ™3 △	平成37年12月31日まで
番匠交流施設	来尼町内仝	平成28年 1月 1日から
<b>雷匹义</b> 伽爬以	番匠町内会	平成37年12月31日まで

## 5 農村公園

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
黒河内農村公園	用海中区	平成28年 1月 1日から
	黒河内区	平成37年12月31日まで

野笹多目的広場	野笹	平成28年 1月 1日から 平成37年12月31日まで
三義山村広場	山室区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで

## 6 林業生活環境施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
八ツ手間伐研修センター	八ツ手区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
非持交流施設	非持区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで

### 7 交流拠点施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
工美地梯方海坝占城部		平成28年 1月 1日から
三義地域交流拠点施設	山室区	平成37年12月31日まで

#### 8 コミュニティーセンター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
杉島コミュニティーセンタ	杉島区	平成28年 1月 1日から
<u></u>	<b>炒局区</b>	平成37年12月31日まで

#### 9 伝統文化等保存伝習施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
長谷伝統文化等保存伝習施	中尾区	平成28年 1月 1日から
設	中尾区	平成37年12月31日まで

#### 10 運動場

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
二美海新担		平成28年 1月 1日から
三義運動場 	山室区	平成37年12月31日まで
遊 汨 浑 科 相	運動場  藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から
膝沉連期場		平成37年12月31日まで

## 11 マレットゴルフ場

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
片倉マレットゴルフ場	上今口	平成28年 1月 1日から
月月マレットコルノ物	片倉区 	平成37年12月31日まで

勝間マレットゴルフ場	勝間区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
下山田マレットゴルフ場	下山田区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
三義マレットゴルフ場	山室区	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで
南アルプスマレットゴルフ	長谷マレットゴルフ連盟	平成28年 1月 1日から
場		平成37年12月31日まで

# 12 体育館

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
藤沢トレーニングセンター	藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで

# 13 武道館

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
高遠町柔剣道場	藤沢管理委員会	平成28年 1月 1日から
		平成37年12月31日まで

平成27年8月31日提出

伊那市長 白 鳥 孝

# (提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

議案第13号

平成26年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第14号

平成26年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第15号

平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第16号

平成26年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第17号

平成26年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第18号

平成26年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第19号

平成26年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第3項の規定により、平成26年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第20号

平成26年度伊那市水道事業会計資本剰余金及び未処分利益剰余金の処分並びに決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項の規定により、平成26年度伊那市水道事業会計資本剰余金79,610,482円のうち73,404円を未処分利益剰余金に振り替え、振替後の未処分利益剰余金1,129,969,072円を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成26年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第21号

# 平成26年度伊那市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成26年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第22号

平成26年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成26年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年8月31日提出

議案第23号

# 平成27年度伊那市一般会計第6回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度伊那市一般会計第6回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年8月31日提出

議案第24号

平成27年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成27年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年8月31日提出

議案第25号

平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第218条第1項の規定により、平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成27年8月31日提出